特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	健康増進に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和8年3月27日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び条例等に基づき、以下の事業対象者であることの確認、結果管理等を行う事務 1　健康相談 2　健康教育 3　訪問指導 4　歯周疾患検診 5　骨粗しょう予防検診 6　肝炎ウイルス検査 7　健康増進法施行規則第４条の２第４号に定める健康診査 8　各種がん検診 9　情報連携の際は、必要な情報を副本として中間サーバーへ登録し、情報提供ネットワークシステムを通じて照会、提供を行う。
③システムの名称	1　健康管理システム 2　共通基盤連携サーバー 3　団体内統合宛名システム 4　中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
各種健康管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表111の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）別表省令第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠・情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部健康増進課 〒418-8601　富士宮市宮原12番地の1　電話番号:0544-22-2727
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康増進課 〒418-8601　富士宮市宮原12番地の1　電話番号:0544-22-2727
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年12月21日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年12月21日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限となるよう、アクセス制限を設定している。毎年度、全職員に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。またアクセス権限の所持者には研修を通じて離席時のログアウトの徹底を呼び掛ける等の対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスク対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年12月12日時点	令和7年12月21日時点	事後	
令和8年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者人数 いつ時点の計数か	令和6年12月12日時点	令和7年12月21日時点	事後	
令和8年3月27日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び条例等に基づき、以下の事業対象者であることの確認、結果管理等の事務を行う。 1. 健康相談 2. 健康教育 3. 訪問指導 4. 歯周疾患検診 5. 骨粗しょう予防検診 6. 肝炎ウイルス検査 7. 健康増進法施行規則第４条の２第４号に定める健康診査 8. 各種がん検診 9. 情報連携の際は、必要な情報を副本として中間サーバーへ登録し、情報提供ネットワークシステムを通じて照会、提供を行う。	健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び条例等に基づき、以下の事業対象者であることの確認、結果管理等を行う事務 1　健康相談 2　健康教育 3　訪問指導 4　歯周疾患検診 5　骨粗しょう予防検診 6　肝炎ウイルス検査 7　健康増進法施行規則第４条の２第４号に定める健康診査 8　各種がん検診 9　情報連携の際は、必要な情報を副本として中間サーバーへ登録し、情報提供ネットワークシステムを通じて照会、提供を行う。	事後	標準化対象システムに切り替わったため。
令和8年3月27日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 共通基盤連携サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1　健康管理システム 2　共通基盤連携サーバー 3　団体内統合宛名システム 4　中間サーバー	事後	標準化対象システムに切り替わったため。